

## ハローワーク水戸で 「雇用保険事務手続き説明会」を開催しました!!

令和4年10月26日



写真：説明会の様子

令和4年10月26日(水)、ハローワーク水戸会議室において、事業主の皆さまを対象に、「雇用保険事務手続き説明会」を開催し、14社の参加がありました。

「雇用保険事務手続き説明会」では、被保険者の資格取得の要件、離職証明書の記入の仕方や添付書類など、特に気を付けてほしい点について重点的に説明をおこないました。

また、育児休業給付が令和4年10月1日から改正され、育児休業の2回までの分割取得や出生時育児休業(産後パパ育休)の取得が可能となったことから、育児休業給付金の概要や支給申請手続きについて説明をおこないました。

ハローワーク水戸では引き続き、雇用保険に係る周知啓発に努めてまいります。

【連絡先】ハローワーク水戸 適用課

電話:029-231-8104